

孤独・孤立対策重点計画の改定について

令和7年5月27日
内閣府



孤独・孤立
対策
官民連携プラットフォーム

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより身心に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人ととの「つながり」が生まれる社会」を目指す。

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・**孤独・孤立対策の重点計画の作成**
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進（全国版・地方版官民連携プラットフォームの設置等）
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・**内閣府に特別の機関として、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。**
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

5. その他

- ・法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

孤独・孤立対策の推進体制

- 孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第20条に基づき、内閣府の特別の機関として「孤独・孤立対策推進本部」を設置。内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚により構成。孤独・孤立対策重点計画の作成及びその実施の推進、孤独・孤立対策に関する重要事項の審議を行うこととされている。
- 孤独・孤立対策の推進及び関係行政機関相互の調整等に資することを目的として、孤独・孤立対策担当大臣を議長とし、各府省庁の局長・審議官級から構成される「孤独・孤立対策推進会議」が下部会議として設置されている。

孤独・孤立対策推進本部構成員（法第23条～第25条）

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官及び孤独・孤立対策担当大臣
構成員 総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣
上記のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
⇒全閣僚を構成員として指定

孤独・孤立対策推進会議 構成員（推進本部決定）

議長 孤独・孤立対策担当大臣
議長代行 孤独・孤立対策を担当する内閣府副大臣
副議長 孤独・孤立対策を担当する内閣府大臣政務官
構成員 全府省庁の局長・審議官級

「孤独・孤立対策重点計画」の改定について

- 独孤・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策重点計画」の改定に当たっては、
 - ・現行の「重点計画」（R6.6.11孤独・孤立対策推進本部決定）及び「孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議」で取りまとめられた有識者意見、官民連携プラットフォームにおける継続的な議論等を踏まえつつ、
 - ・「孤独・孤立対策推進会議」において、地方公共団体、孤独・孤立対策地域協議会、関係機関等の意見を聴き、策定することとする。

<参考>現行の重点計画における見直し規定

(3) 重点計画の見直し

地方公共団体、孤独・孤立対策地域協議会、関係機関等の意見を継続して聴きながら、必要に応じて、重点計画全般の見直しの検討を行う。また、これらを行う際には、有識者における審議等を行うこととする。

「Ⅲ.具体的施策」については、原則として、毎年度、各施策の実施状況のエビデンスに基づく評価・検証を行うとともに、関係府省庁の取組内容に応じて追加・修正等の改正を行うこととする。

(参考) 昨年の重点計画策定前後と今年の改定に向けた主な動き

令和6年

- 孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行
※孤独・孤立対策推進本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）の設置
- 孤独・孤立対策推進会議（第1回：R6.5.14）において、地方公共団体（埼玉県、千葉県市原市）、官民連携プラットフォームからのヒアリングを実施
- 孤独・孤立対策推進本部（第2回：R6.6.11）において重点計画を決定
- 骨太方針（2024）において、重点計画に沿って孤独・孤立対策の取組を進めることを明記

令和7年

- 孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議において、重点計画の見直しも含め、今後の孤独・孤立対策の在り方について議論、重点計画改定に関する意見の取りまとめ
- 官民連携プラットフォームにおいて孤独・孤立対策に係る課題等について継続的に議論
- 孤独・孤立対策推進会議（第3回：R7.5.15）において、地方公共団体、孤独・孤立対策地域協議会（鳥取県、広島県福山市）、官民連携プラットフォームからのヒアリングを実施

孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議の意見について

孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議

- 孤独・孤立対策の在り方に関し有識者の意見を聴取し、孤独・孤立対策に関する重要事項について検討することを目的に開催。

【構成員】

石田 光規 早稲田大学文学学術院文化構想学部教授
伊藤 美奈子 神戸女子大学心理学部教授／奈良女子大学名誉教授
大野 元裕 埼玉県知事（全国知事会）
○ 菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授
駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授
近藤 尚己 京都大学大学院医学研究科社会疫学分野教授
原田 正樹 日本福祉大学長

宮田 秀利 福島県塙町長（全国町村会 行政委員会委員長）
宮本 太郎 中央大学法学部教授
森山 花鈴 南山大学社会倫理研究所准教授
矢口 明子 山形県酒田市長（全国市長会 行政委員会理事）
山野 則子 大阪公立大学現代システム科学研究科教授
横山 美江 大阪公立大学大学院看護学研究科ヘルスプロモーションケア科学領域教授

(○ : 座長)

- 令和7年1月以降、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果の考察についての議論や関係省庁・自治体からのヒアリング等を実施。これらも踏まえ、現行の「孤独・孤立対策重点計画」に関する意見をとりまとめ。

孤独・孤立対策重点計画に関する有識者意見（抜粋）

- 重点計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」に掲げられる（1）地方公共団体及びN P O等への支援、（2）孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化、（3）重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進について、引き続き取組を進めることが重要。
- 地方公共団体における取組事例の横展開に当たっては、関連する取組をどう組み合わせるかという工夫や、取組を進める上での課題についても把握することが重要。
- 令和6年に小中高生の自殺者数が過去最多となったことを踏まえ、こども・若者の孤独・孤立の予防のための取組の推進が重要。
- 「つながりサポーター」の更なる促進・普及、こども向け「つながりサポーター」の普及が重要。
- 「孤独・孤立対策強化月間」における集中的な広報・啓発の充実等を通じて、本当に声をあげて欲しい対象者がS O Sの声を上げることのできる社会環境づくりを推進していくべき。
- いわゆる「社会的処方」の推進に加え、地域づくり等の観点からの分野横断的な多機関連携の更なる推進が重要。
- 地域での役割を持つことができるような交流の場を提供していくこと等を通じて、働きづらさを抱えている方々や既存の制度の間で孤独・孤立状態にある方々に対して、就労を含め、幅広い社会参加を促進するべき。
- 単身世帯の増加が見込まれる中、令和7年4月に孤立死の推計結果が公表された。こうした事実を受け止め、現役世代を含め、単身高齢者等の孤独・孤立状態の予防の取組を関係府省庁の連携の下、推進していくべき。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として令和4年2月に設立。

主な活動

1. 複合的・広域的な連携強化活動

○分科会開催

- ・孤独・孤立に係る課題等のテーマ毎に分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論。
 - 分科会1 「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
 - 分科会2 「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」
 - 分科会3 「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

2. 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

(1) シンポジウムの開催

より多くの方に孤独・孤立対策を認識してもらうため、理念や連携の事例、実態把握調査の結果などに関するシンポジウムを令和4年度から開催。

<令和6年度のテーマ>

- ・「孤独・孤立対策のこれまでとこれから～『連携・協働』について考える～」
- ・「「らしさ」と孤独・孤立」

(2) 孤独・孤立対策強化月間（5月）

「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施

(3) つながりサポーター

孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする「つながりサポーター」養成講座を実施（講座実施にあたっての協力、自主的な取組など）。

3. 情報共有、相互啓発活動

(1) 会員向け情報共有・情報発信

- ・関係団体の活動紹介や支援情報などをメールマガジン形式で定期的に発信。
- ・プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問しご紹介する「事務局訪問記」を実施。

(2) 孤独・孤立に関する調査

- ・孤独・孤立に資するNPO法人等への調査の実施など

体制

※会員数628団体

（令和7年5月1日時点）

会員 (414)

総会

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、関係府省庁等

幹事会

- ・会員の中から選出
- ・総会へ議案提出等運営に必要な事項を実施

協力会員 (165)

経済団体、地方自治体など
本会活動を協力する団体
※都道府県・政令指定都市
は全て会員登録済

賛助会員 (49)

民間団体・助成団体等など
本会活動を支援する団体

孤独・孤立対策推進会議（第3回）における関係者ヒアリングの主な意見

令和7年5月15日に孤独・孤立対策推進会議（第3回）を開催し、関係者ヒアリングを実施。ヒアリング対象者からの主な意見は以下のとおり。

（参考）孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）（抄）

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 孤独・孤立対策重点計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議すること。

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体、協議会又は関係機関等の意見を聴くものとする。

➤ 鳥取県（広域自治体）

- 生活困窮者自立支援法や社会福祉法に基づく「支援会議」を設置することができない都道府県としては、「孤独・孤立対策地域協議会」を設置する意義は大きい。
- 市町村レベルでは重層的支援体制の整備等が進んでいる中で、負担感のないように実行性のある取組として、既存の体制を活用する形で孤独・孤立対策を進めていくことや、県が市町村をサポートする視点も重要。
- 市町村や支援機関と役割分担を行いつつ、対策のイメージや価値観を共有し、取組を進めていくことが重要。

➤ 広島県福山市（基礎自治体）

- 地域共生社会の実現に向けた取組とリンクさせて、様々な主体が連携して分野横断的に支援体制を構築していくことが重要。その際、まちづくりの関係者とも連携をし、様々な交流の場をつくることにより、人ととのつながりが実感できる地域づくりを推進することが重要。
- 困りごとや悩みを抱える人が早期に発見され、早期の解決につなげるためには、まずは「気付く人」を増やしていくことを目的に、孤独・孤立に関する理解の促進及び行動の促進につながる取組が必要である。

➤ 全国版官民連携プラットフォーム（NPO等の関係機関）

- こども自殺者数が過去最多となっていることや、単身者等の増加を背景とした身寄りのない方の課題など、あらゆる世代において孤独・孤立の問題が顕在化してきており、地域の中でつながりの場づくり等を実践しているNPO等の役割が益々重要になってきている。
- 官民連携プラットフォームを通じて、会員間での社会課題の共有や、ネットワークが深められることは、大変意義深いものである。民間企業にとっても、サステイナビリティ等の文脈で、NPO等との連携による社会的価値の創出に対する意欲は高いものと思われる。
- 孤独・孤立対策は、悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する「予防」の観点が重要であり、地域における民間の支え合い、居場所づくり、つながりが多様に生まれる社会環境づくりが重要である。

安心・つながりプロジェクトチームの開催について

(開催趣旨)

今後、我が国において、単身世帯や単身高齢世帯の更なる増加が見込まれ、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。こうした中、長期的視野に立ち、現役世代（若者・中高年層）も含め、単身高齢者等が孤独・孤立の状態となることの予防に資する取組を適切に講じていく必要がある。このため、有識者や関係者からの意見を聴取り、現役世代も含めた単身高齢者等の安心・つながりづくりを始めとする孤独・孤立対策の推進に向けた検討に資することを目的に、孤独・孤立対策を担当する内閣府特命担当大臣の下、安心・つながりプロジェクトチームを開催する。

(構成員)

石田 光規 早稲田大学文学学術院文化構想学部教授

大西 連 内閣府孤独・孤立対策推進参与（NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長）

勝部 麗子 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会事務局長

(スケジュール)

チーム会合を毎月1回程度開催し、ヒアリング等を通じた現状・課題把握のほか、必要に応じて現場視察も実施。夏頃に議論の取りまとめを目指す。

○第1回会合（2月20日開催）

議事：プロジェクトチームの開催について
現状の整理・論点について

○第3回会合（3月24日開催）

議事：有識者ヒアリング
認定NPO法人全国こども食堂支援センターむすびえ
社会福祉法人三股町社会福祉協議会
NPO法人ソンリッサ

○第5回会合（5月22日開催）

議事：有識者ヒアリング
ウエルシア薬局株式会社
東京海上日動火災保険株式会社

○第2回会合（3月18日開催）

議事：有識者ヒアリング
国立社会保障・人口問題研究所
厚生労働省

○第4回会合（4月15日開催）

議事：
・安心・つながりプロジェクトチーム中間報告
・有識者ヒアリング
認定NPO法人育て上げネット
社会福祉法人愛川舜寿会
・孤立死者数の推計方法等について（有識者WG報告書）

參考資料

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和6年）

調査結果のポイント

内閣府孤独・孤立対策推進室

調査の背景

- 顕在化・深刻化している孤独・孤立の問題に政府として対応するため、令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進
- 施策の推進に当たり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、
 - ・令和3年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施（令和4年4月公表）
 - ・今回は4回目の調査

調査の実施概要

正式名称	人々のつながりに関する基礎調査
調査目的	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ること
調査の根拠法令	統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査
調査対象	全国の満16歳以上の個人：2万人（無作為抽出による）
調査方法	内閣府から調査対象者あてに調査書類を郵送。調査対象者はオンライン又は郵送により回答 (※調査は株式会社日本リサーチセンターに委託して実施)
調査期日	令和6年12月1日（調査への回答期限：令和6年12月15日）
調査事項	孤独や孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等（全33問）
回答数	調査書類の配布数：20,000件 有効回答数：10,876件（有効回答率54.4%）
結果公表	令和7年4月25日※

※調査結果は内閣府孤独・孤立対策推進室WEBサイト(https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/zenkokuchousa.html)及び
政府統計ポータルサイト(<https://www.e-stat.go.jp/>)に掲載

孤独の把握方法、孤独の状況

- 孤独という主観的な感情をより的確に把握するため、この調査では2種類の設問を採用

【1】直接質問：孤独感を直接的に問うもの

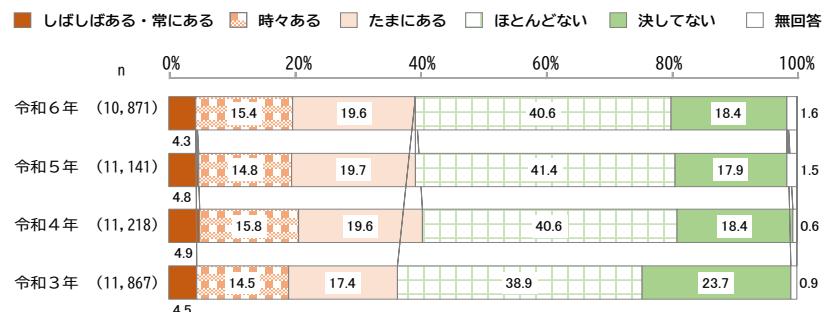
- 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.3%、「時々ある」が15.4%、「たまにある」が19.6%
→合計約4割が「孤独感がある」と回答。

一方で、孤独感が「ほとんどない」と回答した人は40.6%、「決してない」が18.4%（図1）

- 令和5年と比較すると、大きな差異はみられない（図1）

（注）比率の差の検定を行い、統計学的に有意差（信頼度95%）が認められる場合にのみ判定（以下同じ）

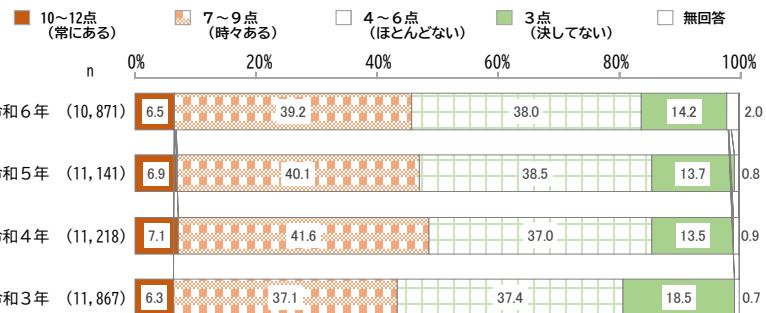
【図1】孤独の状況（直接質問）－令和6年、5年、4年、3年



- 【2】間接質問：カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）のラッセルが、孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定するために考案した「UCLA孤独感尺度」¹⁾の日本語版²⁾の3項目短縮版³⁾に基づき、以下の3つの設問への回答をスコア化⁴⁾して孤独感を評価するもの

- 合計スコアが「10～12点」の人が6.5%、「7～9点」の人が39.2%、一方で、「4～6点」の人が38.0%、「3点」の人が14.2%（図2）
- 令和5年と比較すると、大きな差異はみられない（図2）

【図2】孤独の状況（間接質問）－令和6年、5年、4年、3年



- ①あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じことがありますか。
 ②あなたは、自分は取り残されていると感じことがありますか。
 ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じことがありますか。

- | | |
|----------|--------|
| 1 決してない | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |



1) Russell DW. UCLA loneliness scale (version 3): reliability, validity, and factor structure. J Pers Assess. 1996;66(1):20-40.

2) 外田ゆづり,田高悦子,他:高齢者における日本語版UCLA孤独感尺度(第3版)の開発とその信頼性・妥当性の検討,日本地域看護学会誌,15(1):25-32,2012.

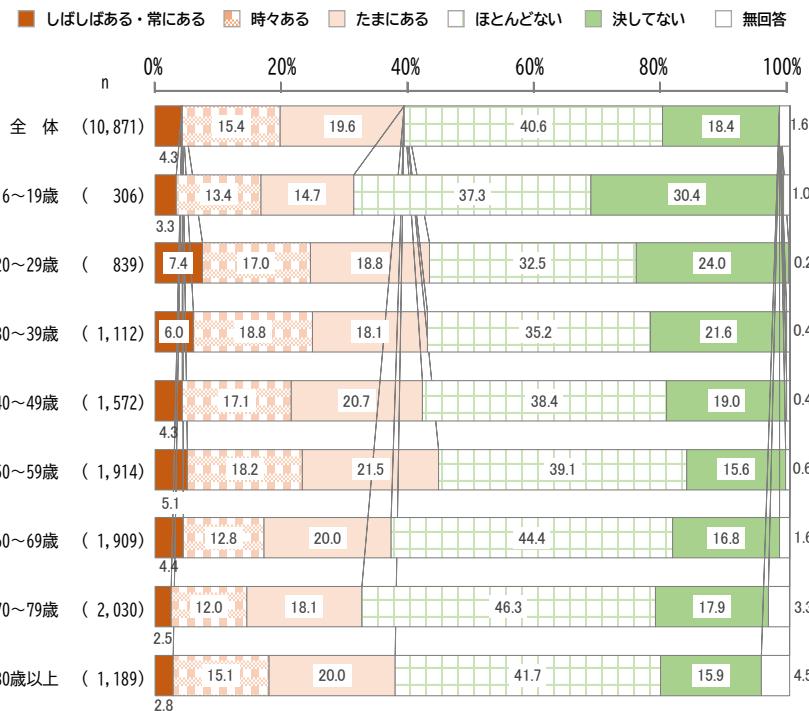
3) Arimoto A & Tadaka E:Reliability and validity of Japanese versions of the UCLA loneliness scale version 3 for use among mothers with infants and toddlers. BMC Women's Health. 2019;19:105.

4) 「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点としてスコア化。合計スコア(3点～12点)が高いほど孤独感が高いと評価

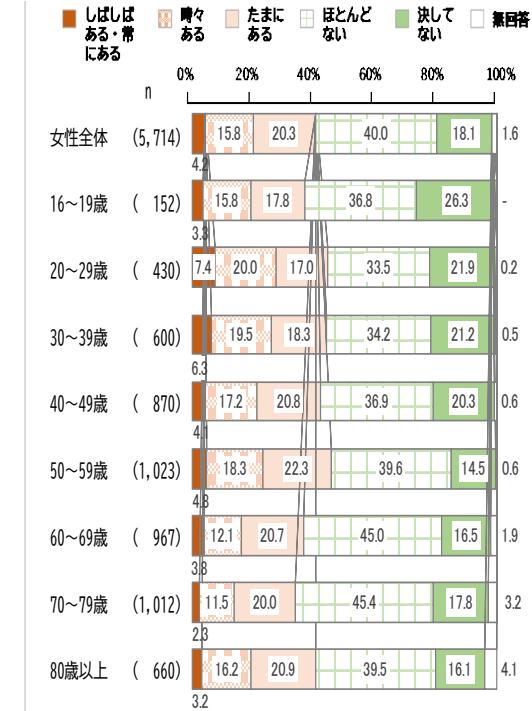
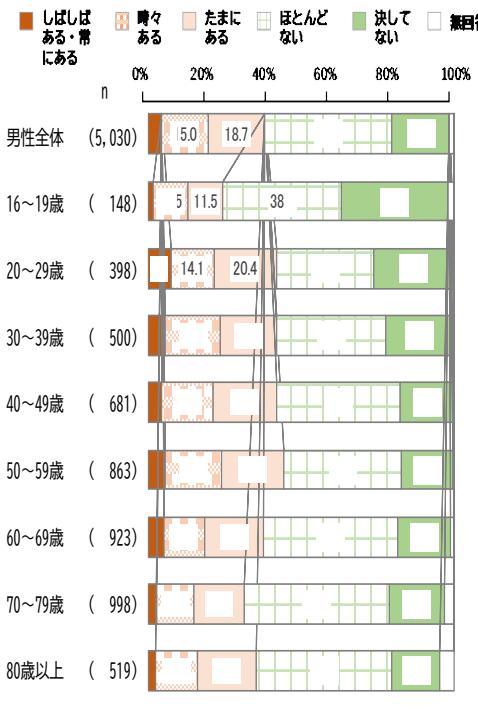
孤独の状況（年齢階級別、男女別の孤独感、孤独感の継続期間）

- 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、20歳代及び30歳代で高い(図3)
- 男女別にみると、男性が4.4%、女性が4.2%
- 男女・年齢階級別にみると、男性では20歳代、30歳代、50歳代及び60歳代、女性では20歳代及び30歳代で高い(図4)

【図3】年齢階級別孤独感



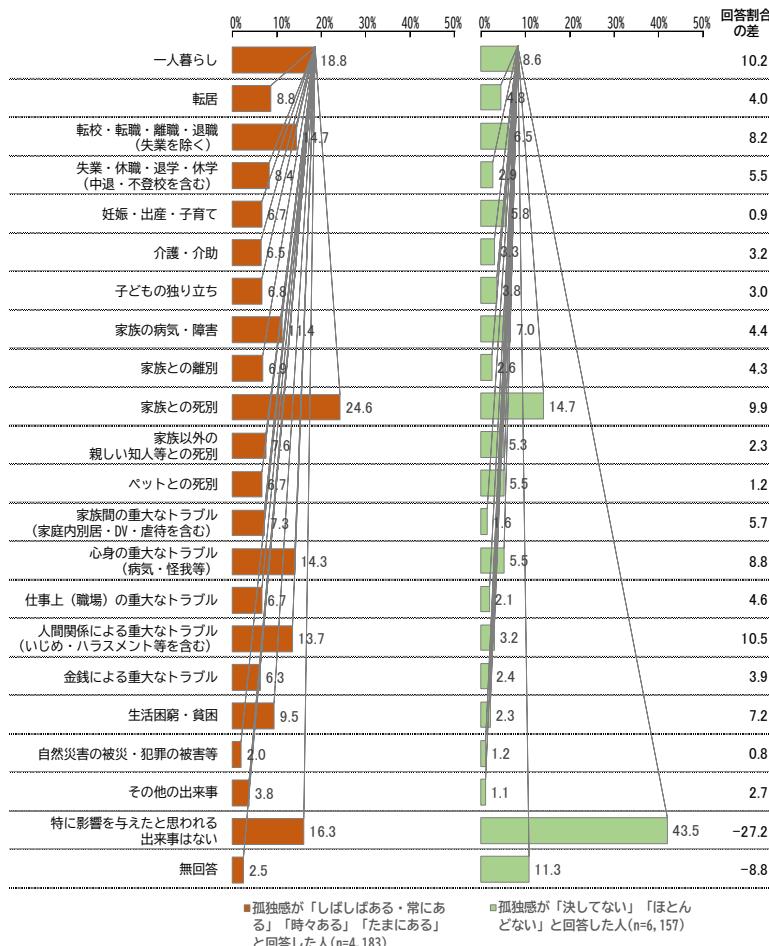
【図4】男女・年齢階級別孤独感



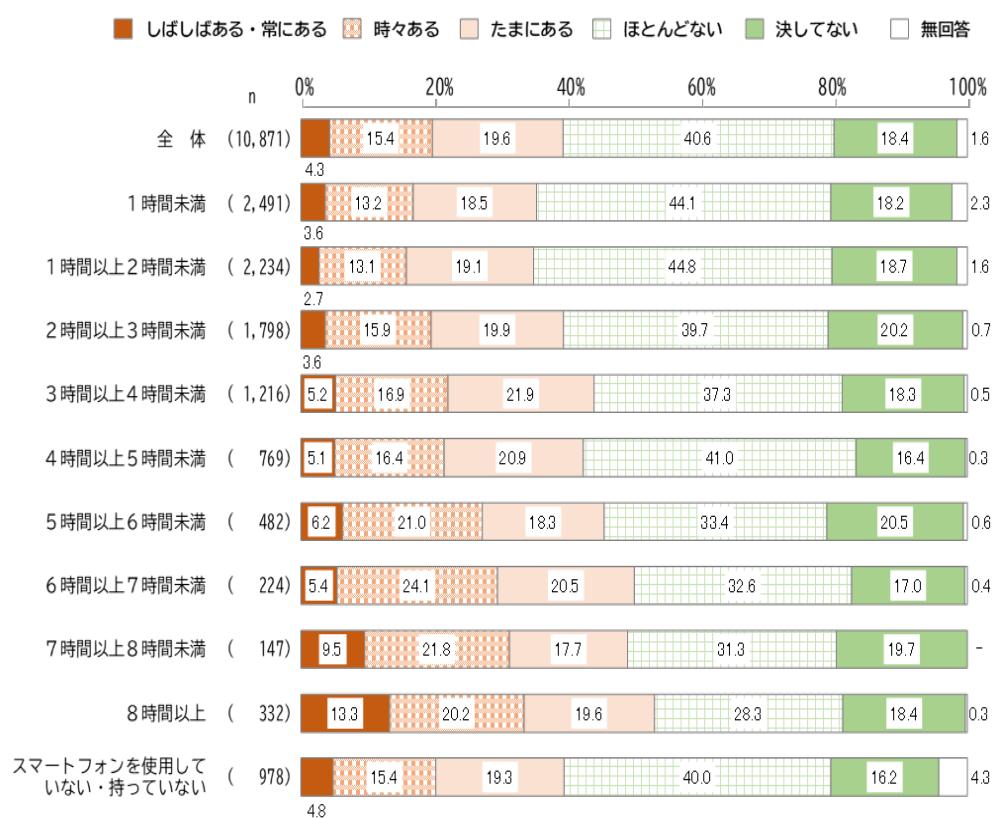
孤独の状況（現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事、スマートフォンの使用時間）

- 現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事をみると、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人（孤独感が比較的高い人）では、「家族との死別」を回答した割合が24.6%と最も高く、次いで、「一人暮らし」（18.8%）、「転校・転職・離職・退職（失業を除く）」（14.7%）などとなっている（図5）。
- スマートフォンの使用時間みると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、7時間以上8時間未満、8時間以上で高い（図6）。

【図5】現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事（複数回答）



【図6】スマートフォンの使用時間(画面を見る時間)別孤独感



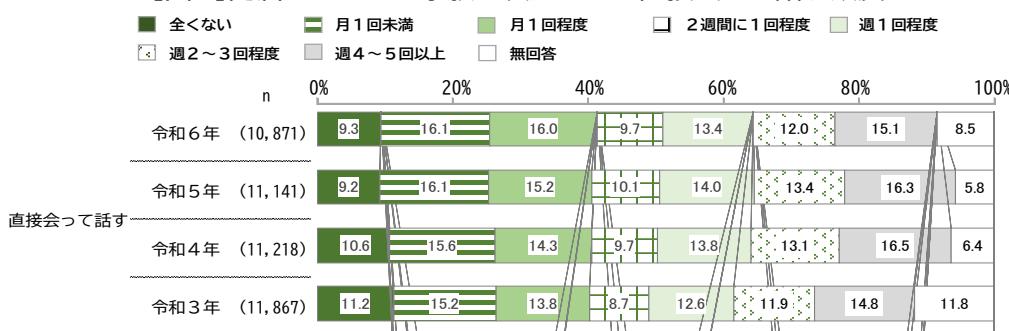
孤立の把握方法、孤立の状況

- 孤立については、国内の先行研究などを参考に①家族・友人等とのコミュニケーション頻度(社会的交流)、②社会活動への参加状況(社会参加)、③行政機関・NPO等からの支援の状況(社会的サポート(他者からの支援))、④他者へのサポート意識(社会的サポート(他者への手助け))の状況から把握

①家族・友人等とのコミュニケーション頻度

- 同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが「全くなない」と答えた人の割合は9.3%(図7)

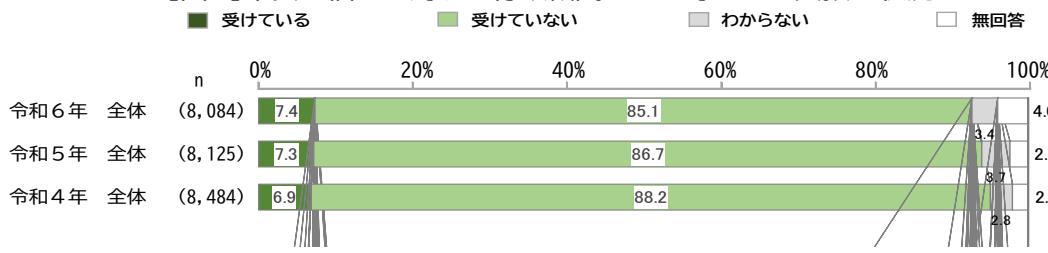
【図7】同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度



③行政機関・NPO等からの支援の状況

- 支援を「受けていない」と答えた人の割合が85.1%で、令和5年より縮小(図9)
- 支援を受けている理由としては、「支援が必要ではないため」と回答した割合が62.6%と最も高い

【図9】不安や悩みに対する行政機関・NPO等からの支援の状況

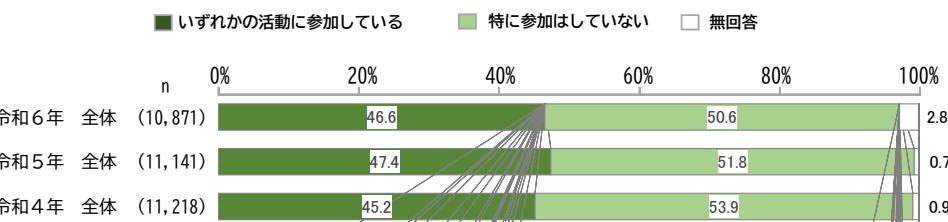


(注)行政機関・NPO等からの支援については、日常生活に不安や悩みを感じていることが「ある」と回答した人を対象として尋ねている。

②社会活動への参加状況

- 「特に参加はしていない」と答えた人の割合が50.6%で、いずれかの活動に参加している人の割合は46.6%(図8)

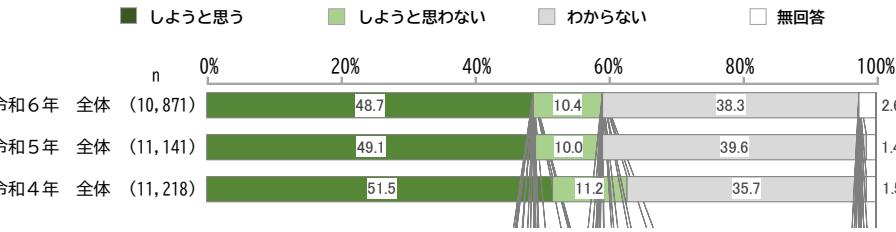
【図8】社会活動への参加状況



④他者へのサポート意識

- まわりに不安や悩みを抱えている人がいたら、積極的に声掛けや手助けを「しようと思う」と答えた人の割合が48.7%(図10)
- 「しようと思う」と答えた割合は、男性では16～19歳、20歳代、30歳代及び40歳代、女性では16～19歳、20歳代及び30歳代で高い

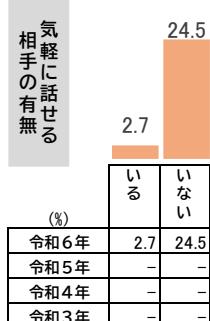
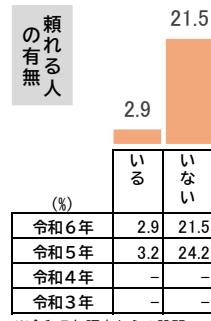
【図10】他者へのサポート意識



【参考】孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合に関する主な属性別結果

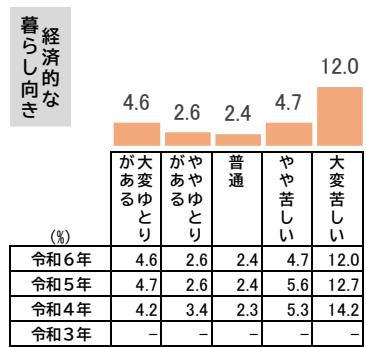
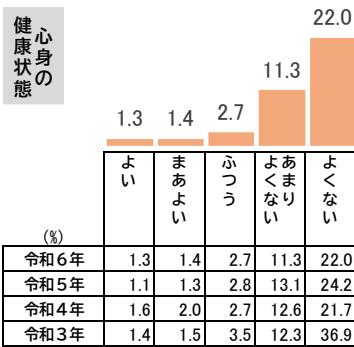
あなたはどの程度、孤独であると感じますか。

	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年
しばしばある・常にある	4.3%	4.8%	4.9%	4.5%
時々ある	15.4%	14.8%	15.8%	14.5%
たまにある	19.6%	19.7%	19.6%	17.4%
ほとんどない	40.6%	41.4%	40.6%	38.9%
決してない	18.4%	17.9%	18.4%	23.7%
無回答	1.6%	1.5%	0.6%	0.9%

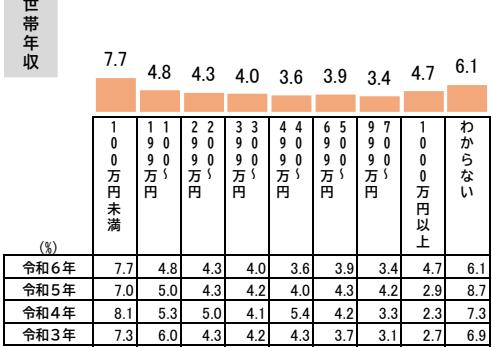
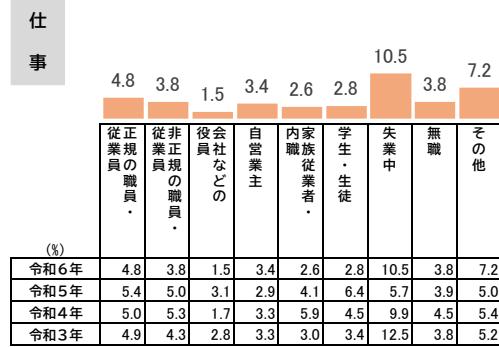


※令和5年調査からの設問

※令和6年調査からの設問



※令和4年調査からの設問



孤立死者数の推計方法等について

～「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」をもとに～
（「孤独死・孤立死」WGとりまとめ）のポイント

令和7年4月 孤独死・孤立死WG

中間論点整理の概要(令和5年12月)

【用語の整理】

- 「孤独」は主観的概念、「孤立」は客観的概念であることから、実態把握の対象としては、「孤立」からアプローチする「孤立死」が適当。
- 「孤立死」：「誰にも看取られることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の態様」（概念的定義）として議論。

【検討の方向性】

- 可能な限り、①既存のデータや統計の利活用を検討し、②推計の精緻化に向けた検討を行う。
※統計的な推計を行う基礎とできる全国ベースのデータに課題があった。

<参考>ニッセイ基礎研の先行研究（2011年）
・東京都監察医療院及び人口動態調査の死亡数を基に、
全国各市町村も東京23区と同様の孤立死発生確率であると仮定し、全国の65歳以上の孤立死数を推計。

警察庁データの活用

【警察庁データの公表】

- 警察庁刑事局が「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のデータを初めてとりまとめ（令和6年5月：令和6年1～3月の4半期分）。※ 本年4月、警察庁が初の1年分のデータ（令和6年分）をとりまとめ。

【警察庁データの評価と有用性】

- 死亡から発見までの全国数値を把握できる新たな統計が初めて取りまとめられたもの。
→ 当該データを孤立死者数の推計の基礎データとして活用することについて検討。

【警察取扱死体を推計の基礎とすることの妥当性】

- 警察取扱死体と「孤立死」の概念に当てはまる死体は完全には一致せず、下記のような過大・過小見積もり要因（誤差）はあるが、全体に与える影響は大きくなく、少なくとも過去の推計と比べればデータの精緻化の観点から前進が見られる。
 - ・過大見積もり要因：殺人事件などによる犯罪性のある死体が含まれる。
 - ・過小見積もり要因：かかりつけ医が警察を経由せずに死亡診断書を発行するケースが除外される。

- 警察庁データ（警察取扱死体）を推計の基礎とすることが適當。

「孤立死」の操作的定義

- 中間論点整理における「基本的な考え方」に基づき、警察庁データと照らし合わせて操作的定義を議論。

要素	「孤立死」推計のための操作的定義（本WGの結論）	警察庁データ（参考）
①死亡場所	自宅とする。	自宅
②世帯類型	世帯類型については、複数世帯の事例数が把握できず、事件性のある事例が紛れ込んでいるがその数は非常に少ないことを踏まえ、「一人暮らしの者」とする。	一人暮らしの者
③自殺の扱い	孤立死は死因を問うものではないので、自殺は除外しない。	除外せず
⑥年齢基準	対象を高齢者に限定する理由はなく、幅広い年齢層を対象とすることが適当であり、警察庁データを活用し、5歳階級別で整理する。	5歳階級別で整理
④生前の状況 ⑤看取りの有無	生前の状況及び看取りの有無を事後的に直接把握することは困難であり、死後経過時間（日数）を手がかり・目安として、生前に社会的に孤立していたことを客観的・外形的に推認することとする。	把握されていない
⑦死後経過時間（日数）	孤立死を「死後〇日経過したもの」と一律に定義することは困難であり、操作的定義については、「 <u>生前に社会的に孤立していたことが推認される死後経過時間（日数）</u> 」と定性的に定める。※日数経過していても孤立していない例や、孤立していても速やかに発見される例も。	「0～1日」「2～3日」「4～7日」「8～14日」等の区分単位

目安となる死後経過日数等

【「目安」について】

- 何らかの死後経過日数の「目安」をもって、統計的なデータを基礎にして孤立死の「概数」を把握。
 - ・ 死後8日以上経過して遺体が発見：少なくとも発見される前の7日間は、連絡がとれないことを気にかけてくれるような他者との接触機会がなかったことが推察され、生前に社会的に孤立していた状態にあったことが強く推認。
 - 孤立死者数の概数を推計するための「目安」とすることが適當。
 - ・ 死後4日以上経過して遺体が発見：生前に社会的に孤立した状態にあった者が一定数いると考えられる。また、一般的に遺体外表上の腐敗が明白に発現し始めるとされる時期でもある。
 - 参考データとして示すことが適當（ただし、遺体の腐敗状況は季節や環境に大きく左右されることに留意）。

【「推計値」について】

- 上記の「目安」によれば、「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたものは21,856件である。
 (参考) 「死後4日以上」を経過していたものは、31,843件である。
 ※ 特定の死後経過日数をもって「孤立死」と定義したものではないことに留意。

「孤独死・孤立死」の実態把握に関するWG

「孤独死・孤立死」に関しては、東京都など一部の自治体において、自宅住居等で亡くなった方に関する統計を作成していることや、これを基にした民間の推計があるものの、その定義や考え方は様々である。

こうした中で、「孤独死・孤立死」について、その実態把握のために必要な用語の定義や把握方法等について、「孤独死・孤立死」に関する研究事例、死亡に関する統計データ等を参考にしつつ、検討を行うことを目的とする。

【構成員】

- ・石田 光規(座長) 早稲田大学文学学術院文化構想学部教授 (社会学)
- ・金涌 佳雅 日本医科大学大学院医学研究科大学院教授
- ・斎藤 雅茂 日本福祉大学社会福祉学部教授
- ・田高 悅子 北海道大学大学院保健科学研究院教授 (令和7年1月～)

(オブザーバーとして、警察庁及び厚生労働省が参加)

【開催実績】

<令和5年度WG>

- ・第1回 (8／29) : 実態把握の意義、用語と定義、把握手法等①
- ・第2回 (9／12) : 自治体・有識者からのヒアリング
- ・第3回 (10／17) : 実態把握の意義、用語と定義、把握手法等②
- ・第4回 (12／19) : 中間論点整理

<令和6年度WG>

- ・第1回 (9／24) : 実態把握の意義、用語と定義①、把握手法等
- ・第2回 (11／28) : 推計の精緻化①、用語と定義②
- ・第3回 (2／5) : 推計の精緻化②、用語と定義③等
- ・第4回 (3／17) : 最終報告取りまとめ案の議論